

○東京医科大学動物実験規程

平成19年6月4日東医大発第298号

改正

平成20年10月31日東医大発第460号  
平成23年4月27日東医大発第232号  
平成27年8月24日東医大発第513号  
平成28年11月25日東医大発第548号  
令和元年12月13日東医大発第518号  
令和3年7月9日  
令和5年1月18日

東京医科大学動物実験規程

前文

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康、福祉と先端医療の開発などの多くの問題の解決のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展にとっても必要な手段である。

この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という。）による「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「基準」という。）及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」（以下「基本指針」という。）に基づき、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえて、科学的観点、動物福祉の観点及び生活環境保全の観点並びに動物実験等を行う、教職員・学生等の安全確保の観点から、学長の責任主体のもと、東京医科大学（以下「本学」という。）における施設等の整備及び管理方法ならびに動物実験等の具体的な実施方法を定めるものである。

第1章 総則

（趣旨及び基本原則）

第1条 この規程は、本学における動物実験が科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から動物実験を適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験の実施については、法、基準、基本指針、ガイドライン、環境省告示の「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）」（以下「殺処分指針」という。）その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

3 動物実験の実施にあたっては、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること（代替法の活用）、できる限り利用に供される動物の数を少なくすること（使用数の減少）等により動物を適切に利用することに配慮するとともに、できる限り動物に苦痛を与えない方法（苦痛の軽減）によってしなければならない。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）「動物実験等」とは、動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用や、その他の科学上の利用に供することをいう。

（2）「施設等」とは、実験動物を恒常的に飼養又は保管若しくは動物実験等を行う施設・設備（以下「飼養保管施設」という。）及び動物実験（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室（以下「実験室」という。）をいう。

（3）「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類若しくは爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。

（4）「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。

（5）「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。

（6）「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する職務を統括する者をいう。

（7）「管理者」とは、学長のもとで、実験動物及び施設等を管理する者（センター長、所属長等）

をいう。

- (8) 「実験動物管理者」とは、管理者を補佐し、実験動物に関する高度な知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者（専任教育職員など）をいう。
- (9) 「飼養者」とは、実験動物管理者または動物実験実施者の下で実験動物の飼養または保管に従事する者をいう。
- (10) 「管理者等」とは、学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (11) 「指針等」とは、基本指針、殺処分指針、及びガイドラインをいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、本学において実施される動物を用いたすべての動物実験等に適用する。

- 2 動物実験等を別の機関に委託等する場合には、委託先においても、基本指針や基準等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを文書により確認すること。

## 第2章 学長の責務

第4条 学長は、本学における適正な動物実験等の実施、実験動物の飼養及び保管に関する最終的な責任を有し、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 施設等の整備
  - (2) 動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握
  - (3) 前号の結果に基づく改善措置
  - (4) 施設等の設置及び廃止の承認
  - (5) 動物実験等に係る安全管理
  - (6) 教育訓練の実施
  - (7) 自己点検・評価及び情報公開等の実施
  - (8) 外部の機関等による検証の実施
  - (9) その他、動物実験等の適正な実施のための必要な措置
- 2 学長は、前項に関する諮問・助言等の組織として、次条に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## 第3章 動物実験委員会

第5条 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第4章 動物実験等の実施

（動物実験計画の立案、手続き）

第6条 動物実験責任者は、動物実験等によって得られる知見の科学的合理性の確保及び動物福祉の観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画書（様式1及び様式1別紙）を学長に提出し、承認を得ること。

- 2 動物実験計画の立案に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、以下の点について検討すること。
  - (1) 研究の目的、意義及び必要性を明記すること。
  - (2) 代替法の活用により実験動物を適切に利用すること。
  - (3) 使用数減少のため、適切な動物種、数、遺伝学的・微生物学的品質、飼養条件等を選択すること。
  - (4) 科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によってすること。
  - (5) 動物実験責任者は、苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射等を行う場合、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）を設定すること。
- 3 学長は、前項の申請を受けた時は、委員会の審査を経て、その申請を承認し、又は却下すること。
- 4 前項に定める承認の期限は、単年度とする。
- 5 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。
- 6 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更する場合は、第1項と同様の申請を行うこと。

（実験操作）

第7条 動物実験実施者は、動物実験等の実施にあたって、基準や基本指針等に従うとともに、以下

の事項を遵守すること。

- (1) 適切に管理された施設等を用いて動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び以下の事項
  - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
  - イ 実験終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
  - ウ 適切な術前、術中及び術後管理
  - エ 安楽死の方法
- (3) 人への危害防止上、安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び別に定める規程等の規定に従うこと。
- (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (5) 動物実験実施者は、実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努め、侵襲性の大きい外科的手術にあたっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

（実験結果の報告）

第8条 動物実験責任者は、実験実施後、動物実験実施報告書（様式2）により、使用動物数、実験成果、自己点検結果について学長に報告すること。

2 学長は、動物実験の実施の結果について、必要に応じ委員会の助言を受け、適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じること。

#### 第5章 施設等

（飼養保管施設の設置）

第9条 飼養保管施設を設置する場合には、管理者が実験動物飼養保管施設設置承認申請書（様式3）を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 施設の設置について学長の承認を得た後でなければ、飼養及び保管あるいは動物実験を行ってはならない。

3 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により承認又は非承認を決定すること。

（飼養保管施設の要件）

第10条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等にする。
- (2) 実験動物種に応じた飼育設備、衛生設備及び逸走防止のための設備又は構造を有すること。
- (3) 飼育施設の周辺環境及び居住者等に悪影響をおよぼさないよう、臭気、騒音、廃棄物の扱い等に配慮がなされていること。
- (4) 実験動物管理者がおかれていること。

（実験室の設置）

第11条 飼養保管施設及び学生実習室以外において、実験動物に実験操作等を行う実験室（48時間以内の一時的保管を含む。）を設置する場合には、実験室を管理する所属長は、動物実験室設置承認申請書（様式4）により、学長の承認を得るものとする。

2 実験室の設置について学長の承認を得た後でなければ、動物実験を行ってはならない。

3 学長は、申請された実験室を動物実験委員会に調査させ、その助言により承認又は非承認を決定すること。

（実験室の要件）

第12条 実験室は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 臭気、騒音、廃棄物の扱い等に配慮がなされていること。

（施設等の維持管理）

第13条 管理者は、実験動物の適正な管理及び動物実験の遂行に必要な施設等の維持に努めること。

2 管理者は、微生物等による環境の汚染、悪臭及び害虫等の発生の防止を図り、施設並びに施設周

辺の生活環境の保全に努めること。

(施設等の廃止)

第14条 管理者は、施設等の廃止にあたり、飼養保管施設及び実験室の廃止(様式5)を学長に届け出ること。

2 管理者は、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の施設に譲り渡すよう努めること。

#### 第6章 実験動物の飼養及び保管

(標準操作手順の作成と周知)

第15条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のための標準的な操作手順を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知すること。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第16条 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は、基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

(実験動物の導入)

第17条 管理者等は、実験動物の導入にあたり、法令や基本指針等に基づき適正に管理されている施設より導入するよう努めること。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入にあたり、適切な検疫、隔離飼育等を行うこと。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じること。

(給餌・給水)

第18条 実験動物管理者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うこと。

(健康管理)

第19条 実験動物管理者は、実験動物が実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、必要な健康管理を行うこと。

2 動物実験実施者は、実験動物が実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合には、適切な治療等を行うこと。

(異種または複数動物の飼育)

第20条 実験動物管理者は、異種または複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うこと。

(飼育管理記録の保存及び報告)

第21条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存すること。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と匹数等及び基準の遵守状況について、学長に報告すること。

(譲渡等の際の情報提供)

第22条 管理者等は、実験動物の譲渡にあたり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供すること。

(輸送)

第23条 管理者等は、実験動物の輸送にあたり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、ヒトへの危害防止に努めること。

#### 第7章 安全管理

(危害防止)

第24条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。

2 人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。

3 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を迅速に講じること。

4 実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう必要な措置を講じること。

(廃棄物の処理)

第25条 実験動物の飼養や動物実験等により発生した動物死体や実験廃棄物類は、「東京医科大学廃棄物管理規程」、「東京医科大学病院廃棄物管理規程」あるいは「東京医科大学八王子医療センタ

一医療廃棄物管理規程」に従って処理すること。

(緊急時の対応)

第26条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図ること。

2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めること。

## 第8章 教育訓練

(教育訓練)

第27条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に、以下の事項に関する所定の教育訓練を受講させること。

- (1) 関連法令、指針等、本規程
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する事項
- (4) 安全確保に関する事項
- (5) 人獣共通感染症
- (6) その他、適切な動物実験の実施に関する事項

2 学長は、教育訓練の実施日、実施内容、講師及び受講者名を記録し、5年間保存すること。

## 第9章 人獣共通感染症

(人獣共通感染症)

第28条 実験動物管理者は、人獣共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努め、人獣共通感染症の発生時に必要な措置を迅速に講じることができるよう、関係機関との連絡体制の整備に努めなければならない。

## 第10章 その他

(自己点検・評価、検証)

第29条 学長は、指針等並びに基準の遵守状況について、委員会に自己点検・評価を行わせること。

2 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者等から自己点検のための資料を提出させ、自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告すること。

3 学長は、自己点検・評価の結果について、外部の機関等による検証を受けること。

(情報公開)

第30条 本学における、動物実験等に関する情報(動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等)を毎年1回程度、ホームページで公表すること。

附 則

1 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会において協議し、学長が別に定める。

2 この規程は、平成19年5月16日から施行する。

附 則(平成20年10月31日東医大発第460号)

この規程は、平成20年11月1日から施行する。(第7条様式1の改正)

附 則(平成23年4月27日東医大発第232号)

この規程は、平成23年4月12日から施行し、平成23年4月1日から適用する。(第7条様式1の改正)

附 則(平成27年8月24日東医大発第513号)

この規程は、平成27年8月24日から施行し、平成27年6月19日から適用する。(前文、第1条、第2条、第5条から第9条まで、第11条、第13条、第14条、第29条、第30条の改正及び第4条の削除以下繰上げ)

附 則(平成28年11月25日東医大発第548号)

この規程は、平成28年9月28日から施行する。(第6条第1項、第24条及び第26条の改正並びに第9章の新設、以下章及び条の繰下げ)

附 則(令和元年12月3日東医大発第518号)

この規程は、令和元年12月3日から施行する。(第6条様式1及び第7条様式2の改正)

附 則(令和3年7月9日)

この規程は、令和3年7月9日から施行する。(第6条様式1の改正)【令和5年8月15日東医大

発第216号】

附 則（令和5年1月18日）

この規程は、令和5年1月18日から施行し、令和5年1月1日から適用する。（前文、第1条第2項、第2条第11号、第4条第1項、第2項、第6条見出し、第1項、第2項第4号、第7条第1号、第8条第3項、第20条第2項、第26条第1項、第27条見出し、第29条見出し、第1項、第2項の改正、第4条第1項第1号から第9号の新設、第6条第3項から第6項、第8条の新設以下条の繰下げ、第26条第2項、第29条第3項の新設、第4条第3項、第7条第6号の削除、第28条の削除、以下条の繰上げ）【令和5年4月25日東医大発第56号】

（様式1）

（様式1） 受付日 年 月 日 再受付日 年 月 日  
計画書番号

東京医科大学動物実験計画書

提出日：令和 年 月 日

東京医科大学学長 殿

令和 年度に下記動物実験を実施したいので、申請します。

動物実験責任者（助教以上）： \_\_\_\_\_ 印

所属長： \_\_\_\_\_ 印

<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更(前計画書番号: _____ ) <input type="checkbox"/> 年度更新(前計画書番号: _____ )				
<input type="checkbox"/> 試験・研究 <input type="checkbox"/> 学生実習				
動物実験実施者 (動物実験責任者も 含み、試験・研究の 計画においては全員 を記載する。欄を増 やして構わない。)	氏名	所属・職名	内線	教育訓練受講者番号
研究課題名				
研究の目的 と意義				
研究方法・処置・ 使用動物 (使用動物種の選択 理由・動物種ごとの 必要個体数と算出根 拠・系統名)				

飼養保管施設と動物実験室 (該当すべてにしろし)	<input type="checkbox"/> (大学)疾患モデル研究センター <input type="checkbox"/> (大学病院)疾患モデル研究センター <input type="checkbox"/> (八王子)疾患モデル研究室 <input type="checkbox"/> 他機関(機関名: ) <input type="checkbox"/> 上記以外の動物実験室(名称: )
安全管理上の実験区分 (該当すべてにしろし)	<input type="checkbox"/> 遺伝子組換え動物使用実験 (区分: <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A ) <input type="checkbox"/> 感染実験 (安全度分類: <input type="checkbox"/> ABSL1 <input type="checkbox"/> ABSL2 ) <input type="checkbox"/> 放射線照射実験(条件を具体的に: ) <input type="checkbox"/> 発がん物質・毒物・重金属投与実験 <input type="checkbox"/> その他、取扱いに注意を要する実験(具体的に: )
動物実験を必要とする理由 (該当すべてにしろし)	<input type="checkbox"/> 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった <input type="checkbox"/> 検討した代替手段の精度が不十分だった <input type="checkbox"/> その他(具体的に: )
苦痛の категория (いずれか一つ)	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E
動物の苦痛軽減・排除の方法 (該当すべてにしろし)	<input type="checkbox"/> 短時間の保定・拘束および注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない <input type="checkbox"/> 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない <input type="checkbox"/> 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する (有効成分名・投与量・投与経路: ) <input type="checkbox"/> 人道的エンドポイントを採用する(具体的な基準と処置: ) <input type="checkbox"/> その他(具体的に: )
安楽死の方法 (該当すべてにしろし)	<input type="checkbox"/> 麻酔下での放血・全採血(麻酔条件は前項に記載のとおり) <input type="checkbox"/> 炭酸ガス <input type="checkbox"/> 頸椎脱臼 <input type="checkbox"/> 過剰量の麻酔薬(有効成分名・投与量・投与経路: ) <input type="checkbox"/> その他(具体的に: )

動物実験倫理委員会記入欄	審査終了日:令和 年 月 日 審査結果: <input type="checkbox"/> 本実験計画は、東京医科大学における動物実験規程等に適合する。 動物実験倫理委員会委員長	印
動物実験委員会記入欄	審査終了日:令和 年 月 日 審査結果: <input type="checkbox"/> 本実験計画は、東京医科大学における動物実験規程等に適合する。 動物実験委員会委員長	印
学長承認欄	承認日:令和 年 月 日 本実験計画を承認します。 東京医科大学学長	印

(様式2)

令和 年 月 日

## 動物実験実施報告書

東京医科大学学長 殿

動物実験責任者：

所属

職名・氏名

印

所属長：

職名・氏名

印

令和 年度における動物実験実施状況について下記のとおり報告します。

### 記

1. [研究課題]

2. [動物実験計画書番号]

3. [実験実施期間] 承認日から当該年度末（異なる場合： 年 月 日まで）

4. [使用動物]

動物種（系統）

計画匹数

使用匹数

※動物実験計画書記載数と実際の使用数が大きく異なる場合には、その理由を書く。

( )

5. [実験の成果]

6. [成果の発表] 令和 年 月 日

にて発表す

る



7. [自己点検票]

- 各項目で、該当する選択肢をぬりつぶす（または■を入力する）こと
- 項目1から9で「いいえ」を選択した場合は、備考欄に理由、具体的な名称、方法等を記入すること
- 項目10で「はい」を選択した場合は、備考欄に傷害、疾病名を記入すること

点検項目		点検結果	備考
1	実験は計画書に記載した場所のみで実施したか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
2	げっ歯類以外の動物の大規模存命手術（開胸術、開腹術、開頭術など）は専用の手術室で実施したか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
3	大規模存命手術（開胸術、開腹術、開頭術など）は無菌的に実施したか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
4	侵襲性の高い大規模存命手術（開胸術、開腹術、開頭術など）は十分な知識と経験を有する者が、あるいはその指導下で実施したか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
5	存命手術時、術後観察および必要に応じた術後管理（術後鎮痛、補液、抗生剤投与、保温など）を実施したか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
6	計画書に記載した麻酔および鎮痛処置を実施したか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	(鎮痛、麻酔薬名)
7	計画書に記載した安楽死法を採用したか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	(安楽死法)
8	苦痛度が高い実験において、人道的エンドポイントに沿った安楽死を実施したか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
9	実験目的以外の動物の傷害や疾病が発生した場合、適正な治療、措置（安楽死も含む）を実施したか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
10	動物実験に際して、動物に起因する人の傷害や疾病（アレルギーを含む）の罹患はあったか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	(傷害、疾病名)

(様式3)

(様式3)

平成 年 月 日

## 実験動物飼養保管施設設置承認申請書

東京医科大学学長 殿

施設長：  
所属  
職名・氏名 印

実験動物飼養保管施設として下記のとおり申請します。

### 記

1. [飼養保管施設の状況]

(1) 建物の表示名

(2) 当該施設の表示名

(3) 換気・空調設備の概要

2. [実験動物管理者]

所属

職名・氏名 印

3. [飼養保管予定動物]

動物種

遺伝子改変動物 ( 有 ・ 無 )

(様式4)

(様式4)

平成 年 月 日

## 動物実験室設置承認申請書

東京医科大学学長 殿

所属長：  
所属  
職名・氏名 印

動物実験室として下記のとおり申請します。

### 記

#### 1. [実験室の状況]

- (1) 建築棟の名称
- (2) 当該実験室の表示名
- (3) 実験室の換気・空調設備

#### 2. [飼養保管予定動物]

動物種

遺伝子改変動物 ( 有 ・ 無 )

#### 3. [実験室の維持管理計画]

・ 実験室内の清掃、消毒、滅菌等

・ 実験に伴う廃棄物の処理

・ その他

(様式5)

(様式5)

平成 年 月 日

(実験動物飼養保管施設・動物実験室) 廃止届

東京医科大学学長 殿

施設長又は所属長：

所属

職名・氏名

印

下記の(実験動物飼養保管施設・動物実験室)を廃止します。

記

1. [設置申請日] 平成 年 月 日

2. [当該施設・実験室のある建物あるいは建築棟の名称]

3. [当該施設・実験室の表示名]